

# 知財の広場

## オンライン発送制度の見直し

特許庁からの特定通知（拒絶理由通知や特許査定等）をオンラインで受領しておられる方々に、2026年4月より、特許庁からの特定通知のオンライン発送制度が刷新されますので、ご注意ください。

2026年4月以降に特許庁から特定通知をオンラインで受領するには、事前に「特定通知等を受ける旨の届出」（以下、本届出といいます）が必要です。尚、本届出を提出しない場合、書面で郵送されることになります。

本届出を提出した場合、オンライン発送される拒絶理由通知や特許査定等の特定通知等については、申請人（出願人）がインターネット出願ソフトを用いて受取可能となった日の翌日から、申請人によって受け取られることなく10日を経過した時、申請人に到達したとみなす制度が導入されるようになります（改正特例法第5条第3項第2号）。

この規定によって到達したとみなされることを『経過到達』と言います。この『経過到達』した時点で特定通知等の発送又は到達を起算点とする期間が始まることになります。尚、経過到達となった特定通知等を書面で郵送（発送）することはありませんので、注意が必要となります。



出典：特許庁ホームページより

本届出は、令和7年12月末からインターネット出願ソフト（バージョンi6.10）の初回起動時から画面上の操作で提出可能となっております。現在、オンライン発送利用者であっても「特定通知等を受ける旨の届出」の提出をしない場合は、令和8年4月1日以降全ての発送書類が書面で郵送（発送）されますのでご注意ください。

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 支援担当者 西脇 吉徳